

国民年金保険料の納付は 『口座振替』が便利でお得です

平成 24 年 4 月分から平成 25 年 3 月分までの国民年金保険料は、

月額 14,980 円



国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニなどで納めることができます。しかし、「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったり、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

毎月振替は 2 種類

早割（当月末日振替） → 月々 50 円割引

例 4 月分の保険料を 4 月末日に振替

通常（翌月末日振替） → 割引なし

例 4 月分の保険料を 5 月末日に振替

早割（当月末日振替）にすると月々 50 円割引

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により早割（当月末日振替）にすると 1 か月あたり 50 円の割引になります。

※早割を希望される方は初回のみ 2 カ月分の保険料（前月分 + 当月分（割引））が振替えられます。
※ 4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除の承認を受けている方は、早割を利用することができません。

手続きに必要なもの 年金手帳・預貯金通帳・預貯金通帳届出印

インターネットサービス「ねんきんネット」をご利用ください

◆国民年金や厚生年金など年金加入記録が一覧で確認できます！

詳しくは「ねんきんネット」で検索
http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/

ねんきんネット

検索



役場国民年金担当窓口でも確認できます

手続きに必要なもの 本人確認書類（運転免許証など）・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）または照会番号がわかるもの（ねんきん定期便など）・代理申請の場合は委任状

※旧法受給者及び共済加入中の方は、本サービスがご利用できません。

問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎ 2940・追分住民総合相談室 ☎ 2425